

Notes

- 明治45年末、名古屋市の郊外、当時の愛知県東春日井郡守山町大字小幡字北山2773番及び2758番の土地、約16万坪を朝倉千代吉・谷口藤次郎の両名が取得した。
朝倉・谷口の両名は、大正末、取得土地内に総面積約1.5万坪、幅員4m～6mの道路を開設し、昭和元年末、「翠松園」と称す郊外住宅地の第1次分譲を開始した。
以後、分譲を重ね、昭和15年頃の第5次分譲をもって分譲を完了し、現在の翠松園の原型が完成した。この間、翠松園内の道路敷は将来の公道化を前提とし、その所有権は朝倉・谷口の両名に帰っていた。
- 戦後の混乱期を経、朝倉千代吉の家督相続人朝倉銚太郎が、昭和32年、道路敷地約1.5万坪を300万円の金銭消費貸借の抵当物件とした。
この抵当が流れ、昭和33年、朝倉丞作が上記道路敷地の大半の所有権を取得した。
朝倉丞作は、道路敷の所有権取得の後、翠松園居住者に対し道路敷地買上げの強要を開始し、同時に当時の翠松園の主要出入口に通行柵（門）を設置し、住民に対する通行妨害を行い、道路敷地買上げの圧力を強めた。
- これに対抗し、翠松園の居住者は昭和35年翠松園道路対策組合を結成し、通行権を守る運動を始めた。
これが、以降38年間の長きに亘る、翠松園道路問題の端緒である。
- 翠松園の居住者は、金銭による道路地主との妥協ではなく裁判を通じての解決を支持した。
個々の利益・不利益ではなく、道路を食物にする社会的不正は許さないという倫理性に裏付けられた住民の姿勢、また、これを可能とした以降の住民の努力が、翠松園道路問題の行方を決する事となった。
- Suishouen Home Pageでは、翠松園道路裁判の記録を中心に、私道を公道化するまでの38年間の軌跡を公開しています。
- 本サイトの構成及び内容については、以下を参照して下さい。
 1. サイトマップ : [Index](#)
 2. 翠松園道路問題の概説 : [Notes](#)
 3. 翠松園道路問題の経緯 : [経緯概要](#)
 4. 翠松園道路裁判の一覧 : [判決一覧](#)
 5. 翠松園道路問題の資料 : [資料集](#)
 6. 翠松園道路裁判の記録 : [公判記録](#)
 7. 翠松園全体像の概説 : [翠松園全景](#)
- なお、各々のページの編集に当たっては、以下に留意しました。
 1. 各書面を記録として公開すること
 2. 記録として正確さを重視すること
 3. 但し、
 - 1) 原文が縦書きの文書については横書きに

翠松園道路問題の経緯概要

判決、和解調書、認諾調書にリンクしています

時 期	事 項
明治45年末	朝倉千代吉、谷口藤次郎両名 東春日井郡守山町大字小幡字北山2773番及び2758番の土地、約16万坪を取得
大 正 末	「翠松園」と称す郊外住宅地として分譲を計画 取得土地内に幅員4m～6mの道路を開設
昭和 元年末	第1次分譲開始
昭和 3 年頃	第2次分譲開始
昭和 5 年頃	第3次分譲開始、以降順次、第4次、第5次分譲実施
昭和15年頃	分譲完了(現在の翠松園の原形が完成)
昭和32年	朝倉千代吉の家督相続者朝倉銚太郎、道路敷地約1.5万坪を300万円の金銭消費貸借の抵当物件とする
昭和33年	上記抵当流れ、朝倉丞作が上記道路敷地の大半の所有権を取得
昭和35年	住民に対する通行妨害、道路敷地買上げの強要 翠松園道路対策組合結成
昭和36年	朝倉丞作が翠松園住民等を被告とする所有権確認等請求事件(昭和36年ワ第535号)提訴
昭和38年	昭和38年2月15日、愛知県守山市は名古屋市と合併し名古屋市守山区となる
昭和39年	通行権確認等反訴請求事件(昭和39年ワ第2391号)提訴
昭和40年	所有権確認等請求事件(昭和36年ワ第535号) 通行権確認等反訴請求事件(昭和39年ワ第2391号)判決言渡 (反訴原告勝訴、反訴被告控訴)
昭和42年	上記二事件控訴審で反訴原告勝訴確定
昭和44年	上水道工事同意請求事件(昭和44年ワ第685号)提訴
昭和47年	翠松園上水道組合結成
昭和48年	上水道工事同意請求事件(昭和44年ワ第685号)判決言渡 (原告勝訴 確定)
昭和51年	上水道工事同意請求事件(昭和51年ワ第563号)提訴
昭和53年	上水道工事同意請求事件(昭和51年ワ第563号)判決一部被告言渡 (原告勝訴 確定)
昭和54年	上水道工事同意請求事件(昭和51年ワ第563号)判決残余被告言渡 (原告勝訴 確定)
昭和56年	通行止柵除去申請事件(仮処分)
昭和57年	翠松園上水道組合清算 路上設置建築物収去断行請求事件(仮処分)
昭和59年	舗装工事同意請求事件(仮処分) 不動産不正利用仮処分申請事件(仮処分)

昭和60年	道路舗装工事同意請求事件(昭和60年ワ第3621号)提訴
昭和61年	道路舗装工事同意請求事件判決言渡 (原告敗訴 控訴)
昭和63年	道路舗装工事同意請求控訴事件(昭和61年ネ第595号)控訴審で一部被告と和解 道路舗装工事同意請求控訴事件(昭和61年ネ第595号)控訴審で残余被告と和解
平成 元年	道路敷地の名古屋市への寄附採納及び和解金の支払開始 翠松園内全道路敷の約85%について名古屋市への所有権移転が完了 名古屋市等による翠松園道路等整備事業開始
平成 2年	道路工事承諾請求事件(平成2年ワ第1109号)提訴
平成 3年	道路工事承諾請求事件(平成2年ワ第1109号)判決言渡 (原告勝訴 確定)
平成 4年	公共下水道設備工事同意等請求事件(平成4年ワ第2936号)提訴 翠松園会は地方自治法第260条の2第1項の規定に基づく「地縁による団体」として認可され、 法人格を取得
平成 7年	公共下水道設備工事同意等請求事件(平成4年ワ第2936号)中、1件和解
平成 8年	公共下水道設備工事同意等請求事件(平成4年ワ第2936号)中、 4件、和解(1、2、3、4) 1件、原告の請求の趣旨認諾 1件、弁論続行
平成 9年	公共下水道設備工事同意等請求事件(平成4年ワ第2936号)判決言渡 (原告勝訴、被告控訴) 公共下水道設備工事同意等請求控訴事件(平成9年ネ第154号)和解 翠松園内ほぼ全ての道路敷について名古屋市への所有権移転が完了
平成12年	翠松園内の道路が道路法第8条第1項の規定に基づき、名古屋市道として認定される 翠松園道路対策組合解散
平成13年	雨水管・污水管・水道管・都市ガス管等の敷設が完了し、翠松園全域で下水道及び都市ガス等 の利用が可能となる
平成14年	平成14年11月18日名古屋市による町名・町界変更に伴い住居表示が変更される 変更前：名古屋市守山区大字小幡字北山2773番地及び2758番地 変更後：名古屋市守山区翠松園一丁目、二丁目、三丁目
平成15年	平成元年に名古屋市等により開始された翠松園道路等整備事業は、平成15年3月末をもって終 了した 一部残された未整備区間は、今後一般の名古屋市道改良工事として施工される

- 整備状況の推移については、翠松園道路等整備状況一覧を参照されたい。
- 翠松園の全体像については、翠松園全景を参照されたい。
- 附 記（その他上水道仮処分関連）
 - 1) 家屋新築に伴う、水道本管及び給水管敷設のための仮処分申請は、昭和43年から昭和58年まで続いた。
 - 2) 仮処分事件数は24件、申請人総数は353名に上る。

Back to :

経緯概要	判決一覧	資料集	公判記録
------	------	-----	------